

文化財概念の変遷と史料

塚 本 學

はじめに——ここでの問題——

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 芸術的価値中心の文化財概念 | 3. 文化概念と歴史研究の視野 |
| 2. 生活史資料へのひろがりをみせた文化財概念 | 4. 反省の学としての歴史学とマイナスの文化財 |
| | 5. 史料保存の運動と文化財概念 |

論文要旨

文化財ということばは、文化財保護法の制定（1950）以前にもあったが、その普及は、法の制定後であった。はじめその内容は、芸術的価値を中心に理解され、狭義の文化史への歴史研究者の関心の低さも一因となって、歴史研究者の文化財への関心は、一般的には弱かった。だが、考古・民俗資料を中心に、芸術的価値を離れて、過去の人生の痕跡を保存すべき財とみなす感覚が成長し、一方では、経済成長の過程での開発の進行によって失われるもの大きさに対して、その保存を求める運動も伸びてきた。また、文化を、学問・芸術等の狭義の領域のものとだけみるのではなく、生業や衣食住等をふくめた概念として理解する機運も高まった。このなかで、文献以外の史料への重視の姿勢を強めた歴史学の分野でも、民衆の日常生活の歴史への関心とあいまって、文化財保存運動に大きな努力を傾げるうごきが出ている。文化財保護法での文化財定義も、芸術的価値からだけでなく、こうした広義の文化遺産の方向に動いていっている。

文化財の概念と、歴史・考古・民俗等の諸学での研究のための素材、すなわち史料の概念とは次第に接近し、そのことが諸学の共同の場を考える上でも役割を演ずるかに見える。だが、文化財を、継承さるべき文化の産物とだけみなすなら、反省の学としての歴史学とは両立できない。過去の人生は、現代に、よいものだけを残したわけではない。たとえば戦争の痕跡のように、私たちが継承すべきではないが、忘れるべきでないものは少なくない。すぐれた芸術品と理解される作品のなかにも、ある時代の屈辱の歴史が秘められていたり、新しい芸術創造の試みを抑圧する役割を担った例があること等を思いあわせて、継承さるべきでない文化の所産もまた文化財であるというみかたが必要である。歴史博物館の展示でも、この点が考えられねばならない。